

不適正な経理処理に係る職員からの返還状況について

不適正な経理処理に係る職員からの返還金については、2月末から7月31日を最終期限として、退職者を含む全職員に広く協力依頼をしてきましたが、最終的な返還金額は、下記のとおりです。

返還金については、返還事務にかかった必要経費を差し引いた全額を県に納入しました。

記

1 最終的な返還金額 421,700,352円

職員返還金管理事務局の指定口座に振り込まれた金額（口座へ入金後から県へ納入までの預金利息、8月1日以降返還された金額を含む）と知事の返還額240万円（期末手当の減額措置分）の合計金額

(返還金の内訳)

区分	返還すべき金額	返 還 金 額	返還率	依頼者数	返還者数	納入率
常勤特別職等及び職員	225,000,000円	357,314,382円	159%	23,438人	12,377人	53%
退職者	25,000,000円	63,174,097円	253%	5,680人	2,154人	38%
匿名等		1,079,580円			(15件)	
預金利息		132,293円				
計	250,000,000円	421,700,352円	169%	29,118人	14,531人	50%

(参 考 : 具体的な返還額)

区 分		返 還 額 (一人当たり)
常勤特別職等	知 事	部長級の20倍程度 (240万円)
	副知事	部長級の10倍程度 (120万円)
	教育長、企業庁長、病院事業庁長、代表監査委員	50万円
職 員	部長級	12万円
	部次長級	10万円
	課長級	8万円
	課長補佐級	3万円
	主査級	2万円
	その他の職員	1万円

退職者 (不適正な経理処理の確認された平成13年度以降の退職者に協力依頼)	1万円 ただし、管理監督の職等で退職した者は、退職時の役職に応じた負担額 (例えば、元副知事 60万円 元教育長 25万円 元部長 6万円 元課長 4万円)
--	---

2 県への納入(8月17日納入)

(1) 納入額 416,461,367円

(納入額=最終的な返還金額(421,700,352円) - 知事の返還額240万円
 (期末手当の減額措置分) - 返還事務にかかった必要経費(2,838,985円))

(2) 返還事務にかかった必要経費 2,838,985円

(依頼文の印刷・郵送代、振込手数料(受取人負担分)、お礼文の印刷・郵送代など)

3 主な経緯

月 日	項 目
2月25日(水)	○第17回経理適正化外部委員会において「不適正な経理処理に関する全庁報告書(案)」を了承
2月26日(木)	○第3回経理適正化対策本部会議において「不適正な経理処理に関する全庁報告書」を決定・公表 併せて、職員による自主的返還を進めることを決定
2月27日(金)以降	○各部局を通じて、職員・派遣職員・OBへ協力依頼
6月23日(火)	○6月県議会の一般質問で、返還状況を答弁 3月末における返還金額 3億9,700万円 5月末における返還金額 4億1,300万円
7月31日(金)	○返還の最終期限
8月4日(火)	○返還状況(速報)の記者発表(資料配布) 7月末における返還金額 4億2,151万8,059円
8月17日(月)	○職員返還金管理事務局から県へ納入 ※納入後、口座を閉鎖
8月21日(金)	○経理適正化外部委員会に最終的な報告

平成21年度における経理適正化外部委員会のスケジュール（案）

時 期	内 容
平成21年 8月21日	第1回会議
9月上旬	地方機関の物品調達体制拠点化の現地調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 納品検査の実施状況確認 ・ 納品先地方機関における最終検査の実施状況確認
11月 ～12月	地方機関の現地調査及び改善・再発防止策の実施状況 確認
平成22年 2月上旬	不適正経理に係る改善・再発防止策の検証結果まとめ

経理適正化外部委員会開催要綱

(目的)

第1条 本県における経理の適正化を推進するため、外部の有識者で構成する「経理適正化外部委員会（以下「委員会」という。）」を開催し、信頼性及び客観性を確保する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 一 経理適正化の推進の検証
- 二 不適正な経理の再発防止等に向けた提言
- 三 その他経理の適正化に関すること

(構成)

第3条 委員会は、知事が依頼する有識者（別紙）により構成する。

2 委員の任期は、平成22年3月までとする。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は委員会を総理する。

4 委員長は必要に応じ、経理適正化推進チームあるいは関係者の出席を求めることができる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(事務局)

第6条 委員会に関する庶務は、総務部人事担当局人事課及び出納事務局管理課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別紙

「経理適正化外部委員会」委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	備 考
前川 三喜男	公認会計士
村松 豊久	弁 護 士
山田 靖典	弁 護 士